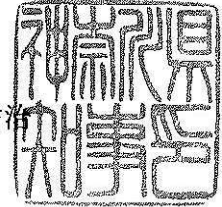


水第 1573 号  
令和 5 年 8 月 10 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ漁業	1	定めなし	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端</p>	1月1日から12月31日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	<p>1 固定式刺し網（一枚網及び三枚網）、たも網、みづき漁法、はだかもぐり漁法及び徒手による採捕に限る</p> <p>2 三枚網の網目は6.3センチメートル以上と</p>	令和5年9月7日から令和5年10月6日まで	許可日から令和7年11月30日まで

		<p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>点の位置</p> <p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p>			<p>する。</p> <p>3 一枚網は1月1日から2月末日まで使用してはならない。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

